

目 次

会期日程	1
議決一覧	2
◇ 4月28日（火）		
出欠議員氏名	3
地方自治法第121条による出席者	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	6
議案質疑	10
討論・採決	32
閉 会	34

令和2年第3回嬉野市議会臨時会 会期日程表

会期1日間 4月28日

日次	月　　日	開議時刻	区分	日　　　　程
第1日	4月28日(火)	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案の上程、提案理由説明、議案質疑、討論・採決、閉会

令和2年第3回嬉野市議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決日	議決結果
議案第37号	専決処分（第2号）の承認を求めることについて (嬉野市税条例等の一部を改正する条例について)	4月28日	承認
議案第38号	専決処分（第3号）の承認を求めることについて (嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)	4月28日	承認
議案第39号	嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について	4月28日	原案可決
議案第40号	令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）	4月28日	原案可決

令和2年第3回嬉野市議会臨時会会議録

招集年月日	令和2年4月28日				
招集場所	嬉野市議会議場				
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年4月28日 午前10時00分			議長 田中政司
	閉会	令和2年4月28日 午前11時31分			議長 田中政司
応(不応)招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名 出欠
	1番	山口卓也	出	9番	森田明彦 出
	2番	諸上栄大	出	10番	辻浩一 出
	3番	諸井義人	出	11番	山口忠孝 出
	4番	山口虎太郎	出	12番	山下芳郎 出
	5番	宮崎一徳	出	13番	山口政人 出
	6番	宮崎良平	出	14番	芦塚典子 出
	7番	川内聖二	出	15番	梶原睦也 出
	8番	増田朝子	出	16番	田中政司 出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	新幹線・まちづくり課長	
	副市長	池田英信	市民課長	馬郡裕美
	教育長	杉崎士郎	健康づくり課長	津山光朗
	行政経営部長	辻明弘	子育て未来課長	
	総合戦略推進部長	池田幸一	文化・スポーツ振興課長	
	市民福祉部長	陣内清	福祉課長	
	産業振興部長	早瀬宏範	農業政策課長	井上章
	建設部長	副島昌彦	観光商工課長	中村はるみ
	教育部長	永江松吾	建設・農林整備課長	
	会計管理者兼 会計課長		環境下水道課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太田長寿	教育総務課長	武藤清子
	財政課長	山口貴行	学校教育課長	山浦修
	税務課長	小池和彦	監査委員事務局長	
	企画政策課長	三根竹久	農業委員会事務局長	
	広報・広聴課長	井上元昭	代表監査委員	
本会議に職務 のため出席した 者 の 職 氏 名	議会事務局長	諸井和広		

令和2年第3回嬉野市議会臨時会議事日程

令和2年4月28日（火）

本会議第1日目

午前10時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第37号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第4 議案第38号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第5 議案第39号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第40号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案質疑
議案第37号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）
議案第38号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
議案第39号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について
議案第40号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 討論・採決
議案第37号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）
議案第38号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
議案第39号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について
議案第40号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）

午前10時 開会

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。今、まさに全世界に新型コロナウイルスの感染が拡大しております。日本でも全国的に緊急事態宣言が出されまして、まだまだ予断を許さない状況であるわけですが、この状況が一日でも早く収束するよう願うばかりなところであります。

さて本日は、嬉野市議会臨時会が招集されましたところ、お忙しい中御参集くださいまし

て御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染防止のために、開会1時間後に換気休憩を取りたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に1番山口卓也議員、2番諸上栄大議員、3番諸井義人議員を今会期中指名いたします。

日程第2. 嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において御協議をいただきましたとおり、本日1日間にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承をお願いします。

日程第3. 議案第37号 専決処分（第2号）の承認を求めるについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）から日程第6. 議案第40号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

皆さんおはようございます。本日、令和2年第3回嬉野市議会臨時会の開会に当たり、議員皆様の日頃の御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対しての御尽力、御支援、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の傾向は、前回の臨時議会以降も続き、4月17日より緊急事態宣言の対象地域が佐賀県を含む全都道府県に拡大をされました。嬉野市としても市内の全ての公共施設について、18日より一般利用を中止し、閉鎖する決断をしたところであります。市立小・中学校は、21日より休校としております。また、23日には佐賀県初となる集団感染、いわゆるクラスターの発生が隣接する武雄市でありまして、感染者の中に嬉野医療センターの事務職員が含まれることから市民の間にも緊張が走りました。関係者52人のPCR検査で全て陰性と判明したものの、引き続き気を引き締めて対応をしてまいります。なお、同センターでは5月7日まで外来診療を停止しているため、関係機関との連携で医療体制に空白が生じないように全力を挙げていることも併せて御報告をさせていただきます。また、重症化

リスクが高いとされる心臓や腎臓、呼吸器などに障がいのある方や医療的ケアが必要な子どもさんに対して、優先的に使い捨てマスクを発送しておりましたけれども、事態終息が見通せないことから、本日より嬉野市内の縫製工場で丁寧に作られた布製マスクを追加で郵送をいたします。市内での感染拡大防止策に今後とも全力で取り組んでいく所存でございます。

さて、今回提案する議案は、自粛や休業要請で急速に経営が悪化する中小企業の支援策、そして、ステイホームと言われるわけでありますけれども、市民の巣籠もり生活を応援する事業の2本立てで構成をされております。

中小企業支援策では、1月から4月の間でいずれかの一月でも前年同月比での売上げが50%以上減少している事業者には、国、県とは別に、つなぎの応援給付金として上限15万円を給付するものでございます。こちらは提出書類の精査が必要となりますが、なるべく早い段階で給付できるよう、市商工会とも連携をしてまいります。

また、佐賀県の休業要請により休業・時短営業に協力していただいた店舗等に対し、こちらも国・県とは別に協力金を支給したいというふうに思っております。給付額は、貸店舗などの入居者が一律10万円、自家店舗は一律5万円とするものであります。協力いただいた店舗の経営者の皆さんに心より感謝を申し上げたいと思っております。嬉野市の支援制度は、いわゆる2階建て制度ということになっておりまして、つなぎの応援給付金をベースに、県の休業要請に協力いただく店舗は特に厳しい状況だということで、協力金を上乗せする形が特長であります。この未曾有の騒動であっても、この地域のお店を守り切る！商工会とも連携して強い意志を胸に経営支援に当たっていくところであります。

市民の皆さんのがんばり支援についてでございますが、3つの取組を「おいしいをいっしょに」事業とネーミングして行います。今般、市の新たなシティプロモーションのキャッチコピーとさせていただきました「うれしいをいっしょに」を一つのベースとしております。

1つ目は、「うれしいわくわくパック」であります。今、飲食店や旅館の利用者減や休業等で農産物や食品、お菓子などが行き場を失い、フードロスや地元商店の在庫過多といった問題が生じております。それらを1つの箱に詰め合わせてドライブスルー方式で定額販売をするものであります。予定としては5月2・4・6日に、市役所塩田庁舎、嬉野庁舎それぞれの駐車場で商品の受渡しを行うことを想定しております。近隣のスーパーの混雑が怖いという市民の方のお声もいただいております。なるべく人との接触を減らしつつ、家での食事を豊かなものにして、家族だんらんを楽しんでもらおうという趣旨でございます。

2つ目は、売上げ減少で困っている地元のタクシー事業者と連携した個別配達事業、「うれしのタク配」でございます。先ほどの「うれしいわくわくパック」を、車のない独居の高齢者宅等に無料でお届けをするとともに、地元飲食店が窮余の策として取り組んでいただいておりますテイクアウト料理の販売でありますけれども、その料理を配達する配達料がタクシーの運賃相当になるわけでありますけれども、2,000円まで市が補助をするというもので

ございます。

3つ目は、テイクアウト料理に彩りを添えてほしいをということで、肥前吉田焼を嬉野温泉本通り商店街の情報発信拠点「嬉野交流センター」で購入いただいた方に、購入金額に応じてテイクアウト飲食店で使える最大5,000円のクーポンを発行するというものであります。「おやまさん」の窯元市や陶器市が中止のクーポンを発行するというもの。「おやまさん」の窯元市や陶器市が中止となり、困っている窯元の皆さんを助けることにもなるということを期待しております。

また、ゴールデンウイーク、そして八十八夜を目前に控え、茶どころ嬉野では、本来であれば多くの人をお迎えし、馥郁たる香りのうれしの茶でおもてなしをする季節でもあります。今年も日本一の産地としてふさわしい素晴らしいお茶ができたにもかかわらず、人や物の流れが止まったことで市場価格は下振れリスクを抱えた状態であります。小・中学校や福祉施設に、特産のうれしの茶を配布し、飲んで産地を応援し、また健康増進も図る「カテキンパワーで元気アッププロジェクト」を予算としてお願いするものであります。お茶は古来より、健康長寿の妙薬としても知られております。天暦5年（951年）、村上天皇の御時に京都に疫病がはやった際に、空也上人が茶を振る舞い、疫病が収まったとの記録も残っております。近年の研究でも、緑茶抽出成分に多く含まれるエピガロカテキンのウイルスへの作用に注目が集まっており、感染予防への効果が立証されることに期待が高まっております。こうした観点からも「うれしの茶」の消費回復、そしてまた収束期においての消費拡大にも、仕掛けを今から仕込んでまいりたいというふうに思っております。

嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例については、先日公表いたしました収納嘱託員の横領事案の責任を示すため、5月より3か月の間、市長、副市長の給与を100分の10減額するものであります。市民の税を預かる立場の人間の不正を心よりおわびするとともに、行政の信頼回復に向けて全力を挙げていく所存であります。

連休に突入する段階になりますて、現在休校中の学校についても近く、難しい判断が迫られるときがやってまいります。再開、休校、いずれにしても、子どもたちの感染を出さないための最善の処置も行います。今回の予算の中でも、対策予防のための消毒液や非接触型の体温計の購入もお願いしているところであります。

とにかく厳しい中にも、市民の皆さんに自宅で過ごしていただきつつ、経済も最小限度回していくという考え方で今後の事業展開を図ってまいりたいと思っております。近く正式に発表される県や国の支援制度や給付金もおつなぎをしながら、心を一つに、この難局を乗り切ってまいりたいと思っております。

今臨時会に提出しました議案について、項目別にも御説明を申し上げます。

提出案件は、専決処分の承認を求めるもの2件、条例の制定1件、令和2年度補正予算1件の、合わせて4件について御審議をお願い申し上げるものでございます。

まず、「専決処分の承認を求ることについて」御説明を申し上げます。

議案第37号 嬉野市税条例等の一部を改正する条例について及び議案第38号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について関しましては、それぞれ地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する必要があり、専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

次に、「条例の制定について」御説明をいたします。

議案第39号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例については、本市元収納嘱託員の不祥事による管理責任者に対する処分として、本年5月から7月までの3か月間、私及び副市長の給与月額をそれぞれ10%減額するものでございます。

なお、これに伴いまして、平成19年に制定しております同名の条例を附則にて廃止をいたします。

続きまして、議案第40号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億1,386万5,000円を追加し、補正後の予算額を176億7,841万5,000円とするものでございます。3月臨時議会で議決をいただきました「新型コロナウイルス感染症対策」の追加対策として緊急に実施する必要がありますので、今回臨時補正予算をお願いするものでございます。

経済対策の内容としましては、先ほども御説明しましたとおり、『緊急支援事業』と『緊急経済対策事業』の2本立てということになっております。

『緊急支援事業』の内訳でありますけれども、「うれしのがんばろう!!応援給付金」として、感染症拡大により大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えするため、市の独自事業として給付する費用9,060万円、そして「休業協力金」として、県の休業要請により休業・時短営業した店舗等に対して支給する費用970万円を計上しております。

『緊急経済対策事業』については、「おいしいをいっしょにキャンペーン」でありますが、市内の小売店等の消費喚起を行うことで、農産物を含む嬉野産品の消費拡大を図る事業として「うれしのタク配」に225万円、「うれしいわくわくパック」に168万円、「うつわdeグルメ」に190万円の合計583万円を計上しております。

また、「うれしの茶消費拡大キャンペーン」と銘打ち、市内小・中学校や福祉事業所にお茶パックを配布し、お茶の消費拡大につなげる事業として、370万3,000円を計上しております。

経済対策以外としましては、新型コロナウイルス感染症対策として小・中学校へのアルコール消毒液、非接触型体温計を購入する費用として44万4,000円、5月中に申請開始予定の「特別定額給付金（仮称）」や9月から始まる国の消費活性化策マイナポイント制度に活用できるように、マイナンバーカードの交付促進を図る費用として358万8,000円を計上して

おります。

なお、4月30日に国会で可決の見通しとなっています『特別定額給付金（仮称）』と『子育て世帯への臨時特別給付金』、その他「住居確保給付金」などの緊急福祉施策につきましては、国の予算成立を受けまして、その翌5月1日付で専決をさせていただきたいと思いますので、御了承のほどよろしくお願ひをいたします。

以上で、本議会に提案をいたしました議案等につきまして概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容については、担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重な御審議をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第37号から議案第40号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第40号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、日程第7. 議案質疑を行います。

初めに、議案第37号 専決処分（第2号）の承認を求めるについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第37号 専決処分（第2号）の承認を求めるについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）の質疑を終わります。

次に、議案第38号 専決処分（第3号）の承認を求めるについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第38号 専決処分（第3号）の承認を求めるについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の質疑を終わります。

次に、議案第39号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

この間、市のほうで3年間、毎年いろんな不祥事が出たわけです。そういう中で今回の市長、副市長の減給という、自らに処分を下されたわけですけど、これを10%じゃなくして、やはり自らにもう少し厳しく、30%以上の厳しい姿勢で臨まれんのかというところで質問を

いたします。

○議長（田中政司君）

副市長。

○副市長（池田英信君）

質問にお答えいたします。

まず、3割以上の減額というお話でございますけれども、通常のこういった事案に関して、顧問弁護士の方にお話をしました。それから、類似の事案があった地方団体、公共団体について調べもしましたけれども、こういったところが打倒な線だろうというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

職員倫理規定、政治倫理規定という条例というのもありますて、そういう中でいろんなことが市民の皆さんから問われてきたわけです。そういう中で今回の自らを律するという姿勢は認めますが、やはり処分が少し軽いという点で市長のほう、どうですか。

○議長（田中政司君）

副市長。

○副市長（池田英信君）

先ほど、以前の3年間の事案というようなお話がありましたけれども、この処分に関してはこの件だけでございます。私たち、市長、副市長を含めてですけれども、責任があるというのはこの件にだけは、当然、税に関する事になりますので、非常に重いというふうな判断をしてこのような決定をしたところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

お尋ねします。

まず1点目が、この不祥事は、市民の皆さんのが税、血税を徴収する職務だと思います。これに対する管理体制、これはどうなっていたのか、これが1つ。

それと、今後、同じような犯罪を防止するための対策を具体的に考えられているのか。

もう一点は、今回の事案発生後、職員の皆様へどういうふうな指導をなさっているのか、この3点をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

まず、管理体制ということでございますが、この市の嘱託員については平成30年度から1名体制ということで、それ以前はこの体制を2名ということでしたしております。この収納体制でございますが、いわゆる納付書というのがありまして、本人に渡す領収書を含めての3連の納付書になっております。これを収納したときに、3連の納付書によりまして、まずは収納をいただいた納税者の皆様に領収証をお渡しすると。それで、こういった流れで、その金額を、その日、または翌日になる場合もございますが、会計のほうに収納をするということで行っております。

それと、今後の具体策でございますが、この取扱いの要領が不徹底なところがあったと思っております。これまで収納確認の際に1名で行っていた部分もありますので、これを職員2名で確実に行うということで、この財務規則の取扱要領を改正いたしております。

それと、市の徴収の体制としては、職員が徴収に行く際には必ず2名体制で行くということで行っていくことにしております。平生からその体制でということではしておりますけど、急にということであった場合に、1名で行った場合もあったかと思います。これを2名体制で必ず行うということで対応をしております。

それと職員への周知でございますが、これについては市長から訓示というような内容で職員へお知らせをして、今後このようなことがないようにというようなことでお知らせをいたしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

今回の犯罪で、この発生を防止するための市長の決意といいますか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

まず、犯罪という表現はちょっと不適切かと思っております。ただ、今、刑事告発を私はするという方針で動いております。やはり市民の大切な税金を預かるということで、この事案の重さというのは重々認識しておりますし、我々としても、これだけは絶対あってはならないことだということありますので、一罰百戒の精神を持って、厳正な対処をするとい

う方針を固めたところであります。

我々としても、今、新型コロナウイルス等で行政初の陽性というのは、基本的にはべからずと、ステイホームというようなお願ひばかりであります。そういった苦しい思いをされている市民の皆様もたくさんいらっしゃるということも踏まえながら、我々としてはこうした不祥事を絶対に起こさない。そして、公金の扱いについて高い倫理観を持って臨むように、職員にも訓示の中で指示をしたところであります。

我々としても今後、様々な経済対策、今回もお願ひしております議案の中にもありますけれども、こうした施策に取り組む中で責任を果たしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

副市長。

○副市長（池田英信君）

追加の答弁をさせていただきます。

1つは、今後の体制についてですけれども、この制度そのものを4月1日から廃止をしたというところです。徴収につきましても必ず複数の職員で、行く場合については徹底をしていくというところでございます。

それともう一点は、現金を取り扱う職場というのはそうあるわけではございませんけれども、金券とか、そういったものを預かる職場についてはどういったものがあるのか調査をして、管理体制についていま一度徹底するように、どういった方法がいいのかというのを検討するようにということで各課に指示をしたところでございます。

それと、職員への周知についてですけれども、本来であれば集まって市長から訓示をしていただくところでございますけれども、こういった時勢でございますので、個別に、先ほどありましたように訓示を流していただいたというところですけれども、折を見て、これは確実に研修会なりを開いて徹底をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

訂正だけしておきます。すみません、犯罪というような発言をいたしましたけれども、不祥事ということでお願いいたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。増田朝子議員。

○ 8番（増田朝子君）

同じく、議案第39号についてお尋ねします。

先ほどから質問があつておりますけれども、まず、徴税ということで今回の不祥事は、市民の信頼を損ねることになったかと思います。その中で、管理監督者ということで市長と副市長の給与の減額を上程されていますけれども、今回、管理監督者ということで部長と税務課長は戒告処分ということでお聞きしていますが、管理監督者ということで減給ということは検討されなかつたでしょうか。

また、今回、新聞等とかでも報道があつていましたけれども、市民からの問い合わせに対して3月26日には全額返済とありました。そして、3月27日に臨時議会があつております。そういった中で、議会への報告はどうして今回になったんでしょうかということで、全協でも報告があつてよかつたんじゃないかなということをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

副市長。

○副市長（池田英信君）

職員の戒告に関してですけれども、減給処分が相当じゃないかという御意見ですけれども、先ほども言いましたように、他市の事案とかそういうのを検討いたしまして、減給のその次に重いのが戒告ということになっておりますので、戒告をしたというところでございます。

それから、議員に全協での説明というのがありましたけれども、3月26日に全協で説明をしたと——すみません、ちょっと……

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この3月26日に返済という後の臨時会が翌日あつたということでございますが、この事案が発生いたしまして、この関係者の方、納税者の方でございますが、その後に担当の税務の職員が回って調査を行ったと。本人が言っているものを、証拠、私たちが裏付け——裏付けと言ったらあれですけど、調査を行つて、その期間に要したということで、臨時会が翌日あつたわけですから、それまでは内容の確認をしていましたということで発表していなかつたということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○ 8番（増田朝子君）

管理監督者の行政経営部長と税務課長の分は、他市の事例に即して検討されたということ

で分かりました。

先ほどの議会への報告ですけれども、そういう3月に事態が発生してというか、調査を始められたと思うんですけれども、そこの臨時議会ではなくても、そういうことが発生したという報告というのは、以前も感じていたんですけど、なるべく早く議会のほうにも報告として、そういう事案が発生しているということの報告はしていただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

副市長。

○副市長（池田英信君）

お答えいたします。

先ほど部長のほうから答弁がありましたように、事実の確認といいますか、そういった部分についても必要でしたので、そこの時点では議会に対して説明をするということは無理だったというふうに思います。

明らかに事実の説明をきちんとするためには、どの程度の金額で、どういった方たちからどの程度の流用をしていたのかというのを把握してから、きちんと説明をすべきだろうというふうに思いましたので、この時点での説明ということになりました。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

内容の把握と答弁がございましたけれども、こちらでは、全額返済が26日とありますけれども、その段階では、内容としては把握できていなかったんでしょうか。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

金額としてはその内容を把握いたしております。それと、何人だったということも把握をいたしておりますが、その納税者御本人への確認ができていなかったということで、その時点ではお知らせをしていないということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なしと認めます。

これで議案第39号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についての質疑を終わります。

次に、議案第40号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の4ページから5ページの歳入について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで4ページから5ページの歳入についての質疑を終わります。

次に、6ページから10ページの歳出についての質疑を行います。

初めに、歳出6ページの2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費についての質疑を行います。質疑ありませんか。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

戸籍住民基本台帳費について質問いたします。

全協の折にもマイナンバーカードに関する事業ということで説明がありましたけど、もちろん、この事業自体は国100%の補助金の事業でありますけど、今こういう新型コロナウイルス対策に対して、市長はじめ職員の皆さんも一生懸命やっている時期に、これをこういう臨時議会——これは多分6月の議会でも十分出しても間に合うんじゃないかなと思うので、今回どうしてこういう庁舎自体がこうなっているときにこの事業を出されたのか、その意図をお聞きしたいと思います。

本来なら6月議会でも十分間に合うんじゃないかなと、それでいいんじゃないかなと私は思ってですね。今はまず、新型コロナウイルス対策に対して一生懸命取り組む時期ではないかなと思うので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

6月議会でもよかったですのではないかという御意見だと思いますけれども、今回の主な理由といったしましては、仮称でありますけれども、特別定額給付金の申請が、原則、郵送かオンライン申請となっておりまして、オンライン申請の場合、マイナンバーカードを持っていることが条件であります。それを受け、マイナンバーカードの交付申請や受付が先週から大変増えている状況です。全協のときにも説明をいたしましたが、今後、令和2年9月から始まる国の消費活性化策は8月末までにマイナンバーカードを取得した上でマイナポイントの予約をした者が利用できるものであります、これも8月末までという期限があります。申請をしてからカードが届くまで約1か月の期間を要しますので、いち早く多くの市民に今後も引き続き周知をし、ポイントの付与を受けていただくよう、市民に損をさせない広報をして

いく必要がありましたので、今回の臨時議会での補正予算を上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今、課長のほうから答弁がありましたように、カードを申請してからできるまで1か月ぐらいかかるということですので、今度5月に国民に一律10万円の給付金が出るときには間に合わないと考えてよろしいですか、もしこの議会してから手続、5月に入りますよね、すぐ。今回この事業は、そういう——もちろん9月からのあれでしょうけど、今回5月の特別定額給付金の分には、今申請しても間に合わないと理解しとってよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えします。

すぐに申請をしていただければ、1か月でカードが手元に届きますので、特別定額給付金は3か月間申請の期間があると伺っております。十分に間に合うのではないかと考えております。（「よかったです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よかったです。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで歳出6ページの総務費についての質疑を終わります。

次に、7ページの6款・農林水産業費、1項・農業費、4目・茶業振興費についての質疑を行います。質疑ありませんか。宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

お尋ねいたします。緊急経済対策事業ということでございますが、このティーパック製造業者は嬉野市内に何社あるか、御存じでございましょうか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

お答えします。

市内の製造業者ということですけれども、現在のところ1社と見込んでおります。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

そのティーパック製造ができる、結局、機械があるところというのはほかにもあると思うんですけど、1社のみじゃないんじゃないですか。

それと、これは1社のみというたら、そこにしか委託をしないということなんですか。この事業は、結局お茶の販売に関する、もしくはお茶生産者に対して幅広く経済支援をしていく緊急経済支援事業かというふうに思うんですが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今、多分、議員さん御発言の分につきましては、お茶の小売さん等を救うべきではないのかという御質問かというふうに理解をいたしております。基本的に、数が数ということもございますので、今のところ私どもの考え方としては、まとめて発注をしたいというふうに考えております。そういう意味で、個数が非常に多い個数となってまいりますので、そういう意味で今のところあります。

そういう意味で、これは予算が通つてからの話になろうかと思いますけれども、お茶の流通関係をしっかりと管理をしていただいているところに業務委託をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

3回目です。

これを金額から計算いたしますと、1万5,900パックになります。予算もここに上がっておりますけど、トータルで370万円。これが1社のみということであれば、幅広く経済支援対策をするには、そういうふうなティーパックができる事業所を集めて何社かに割り振るというような考えはおありではありませんか。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

先ほど非常に量が多くなるという答弁をいたしました。今のところ考えておりますのは、小・中学校等を合わせますと、これは教職員を含めた数字になりますけれども、2,260名分。また、福祉施設等を考えますと3,040人分。合計でこの分を一月分、30日分、30回分お配りしたいなと思っております。そうなりますと7万6,000パック程度が必要となってまいりますので、これを一括管理——やはり衛生面的な管理も必要かというふうに考えておりますので、今のところ1社でお願いをしたいという考え方でございます。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

この分で、小・中学校ということですけれども、休校中であります。そういった中で配付方法をどういった形でされるのか。そして、どこかにやって配送をされるのか、確認します。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

お答えします。

小・中学校の配付の方法ということですけれども、現在、休校中でありますけれども、学校が連休明けに再開しましたら学校を通じて配付をするというふうに考えております。もしそれが長引くようであれば、例えば学校の先生たちが家庭訪問等をされる場合に一緒に持つていただきまして配付をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

追加で答弁をいたしますけれども、今、課長が申しました方法も考えられると思っております。

また、もう一つ、学校 자체でお使いいただくというのも一つの考え方だろうというふうに思っておりますので、学校が再開したときに使っていただくのも一つの方法ではないのかなというふうに思いますし、また、学校が休校ということになりますれば、放課後児童クラブ等が開園することになります。そちらのほうでお使いいただくということも一つ考えていいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

なかなか先が見えない中で、これというのがなかなか決めにくい分はあろうかと思います。そういった中で、漏れがないように。また、ダブってしないようにですね。そして、できるだけ——費用の問題もありますので、ということをいろいろ重ねながら、想定しながら速やかに対応していただくようにお願いしたいと思います。これは答弁は結構です。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

お二人の議員の質問で大体分かりましたけれども、ここのその他参考となる事項の中で、福祉施設3,041人とありますけれども、この福祉施設の箇所数は何か所でしょうか。

あと、先ほど委託先は1か所ということで、今回の緊急経済対策事業でうれしの茶のティーパックを配布ということですけど——以前、お茶の振興ということで、子どもたちにお茶のスティックの配布がありました——観点が緊急経済対策ということで分かりはするんですけども、今回は1か月分ですが、今後、再度延長とか、それは考えていらっしゃいますでしょうか。その2点をお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

福祉施設の数をお答えします。

福祉施設は66施設でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

これが、今後また延長も考えられるかというような御質問でございますけれども、基本的に今の状況が一日一日変化していっていると思っております。そういう意味では、今後も、この事業のみならず、ほかのこともいろいろ再度検討する時期が来るのではないかというふうな認識であります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

先ほど、福祉施設が66施設ということですけれども、こちらには今あります宅老所とかも入っているということで認識してよろしいでしょうかというのが1点。

あと、お茶の関係の緊急経済対策ということで、私も宮崎一徳議員と一緒に考えなんです

が、やっぱりお茶の関係者の方が緊急経済対策として潤っていくのが一番と思うんですけれども、お茶業者に関しての緊急経済対策ということで、もっと皆さんに還元できるような新しい対策というのを、第2弾としてどんどん新しい考え方をしていっていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

まず、宅老所が入っているかということですけれども、宅老所も入っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今後も、引き続きそういう支援をということでございますけれども、その点につきましては、庁舎内全てで協議をしながら、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで歳出7ページの農林水産業費について質疑を終わります。

次に、8ページの7款、商工費、1項、商工費、2目、商工振興費について質疑を行いたいと思いますが、これにつきましては、議会運営委員会のほうで主要な事業説明書の新型コロナウイルス関連緊急支援事業で、委託料として緊急支援事業の2事業、緊急経済対策事業の3事業、これに分けて、緊急支援事業で3回、緊急経済対策事業で3回というふうに決めていただきましたので、議員の皆様方にはそのような質問をお願いしたいというふうに思います。

それではまず、緊急支援事業について質疑を行います。

質疑はありませんか。山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

「うれしのがんばろう!!応援給付金」ですかね。

○議長（田中政司君）

そうです、「うれしのがんばろう!!応援給付金」と、休業協力金についての質疑ということです。

○1番（山口卓也君）続

「うれしおのがんばろう!!応援給付金」の対象者についての質問なんですかけれども、対象者が、今年1月から4月のうち、最も売上げが減少している1か月間の売上高が、前年同月比50%以上減少している事業者などというふうに書いてあるんですけれども、昨年の5月以降にその事業を始められた方はどういうふうになるのかなと、その辺をどのように考えられているのか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今の御質問、開店1年未満の事業所がどうなるんだろうかという御質問と同じかなと思っておりますけれども、基本的に、開業されてから令和2年3月までの平均と4月期を比較していただきまして、50%以上の減収ということであれば対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

1点だけ。県の事業に関しては県外事業者とかという部分まで給付金があるみたいなことが——ちょっと確かじやありません、何かそういう知事の発言があつていたみたいなんですけど、この嬉野市の分に関しては、例えば市民が、いろいろケースがあると思うんですけども、嬉野市に事業展開されていて、他県、または他市に事業展開されていると。そういう部分に関しての対応はどうなっているのか。それとまた逆の部分ですけど、それは多分できると思うんですけど、嬉野市に住所がない方が事業をされてもそこは出ると思うんですけど、そこの確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

多分、今の御質問は、市外の方が嬉野市で事業所を展開されているときはどうだという御質問だと思っております。基本的に、嬉野市内で引き続き事業を、経営をしていただきたいという思いがございますので、市外の方が市内で営業されておっても対象とするというふうに考えております。でよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。それで、さっきの質問の中で、嬉野市内で営業展開されていて、支店をほかに持っているという部分と、部分と、それから嬉野市民が、例えば武雄市で営業展開されていると、そういう部分はどういうふうになるのか。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

先ほど答弁をいたしましたように、あくまでも嬉野市内で営業を続けていただきたいという思いでおりますので、嬉野の方が市外で支店を営業されているということであれば、その分については除外をするというふうに考えております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

緊急支援事業に質問します。

この分は市が、休業協力金については県に沿ってということあります。「うれしがんばろう!!応援給付金」につきましては市単独でなさって、両方とも非常にありがたい分であります。その中でまず、告知方法ですね。その部分の確認をします。

それともう一つは、非常に先が見えないと先ほども言いましたけれども、混迷している時代に第2弾があるのかどうか、上限において。それも確認します。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

告知の方法につきましては、全戸配付、市のホームページ、商工会のホームページ、あと、新聞の折り込み広告で告知したいと思っております。

それから、第2弾はあるかということですが、今後の状況を見てからの判断になると考えております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

休業協力金についてお尋ねをいたします。

前回、全協の場でお示しいただいたこの資料、これを見ながら質問をしたいと思います。

まず1点目、佐賀県の休業要請に応じ、要請期間中、全て休業した店舗のみとあるが、受付期間が4月30日から受け付けるよということになっております。この点について1つ。

次は時短営業、この中身についてお尋ねをいたします。

この時短営業の判断は、午後8時から午前5時、これが県の見方というふうに思っているんですが、このあたりは、この分を守れば対象となるのかどうか。これが2点目。

3点目。休業している証拠といいますか、判断といいますか、それはどういうふうなものを考えておられるのか。もししくは何も要らないのか、それを含めてお尋ねします。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

まずは第1点ですけれども、県の要請に従う施設ということでは、受付期限が4月30日からだというお尋ねでございますけれども、県のほうは4月22日から5月6日の期間においてということで縛りをかけていただいております。私どもとしましても、県が縛りをかけている期間に対応していただいているお店というのを対象にしたいというふうにまず考えております。

それと、次の時間短縮という話でございますけれども、県のほうは20時から5時までは休んでくださいと、それは多分、居酒屋さんとか、そういったところが対象になっていたと思っておりますけれども、そこについても県と同じように足並みをそろえていきたいと思っておりますし、また、もう一つ加えると、旅館さん等には休業要請等は出ておりません。ただ、旅館さん等が持っているらっしゃいます1,000平米を超える宴会場であったりとか、また、嬉野市の旅館さんにつきましては、立ち寄り湯等がございます。そこについての使用をしないでくださいというような県からの要請がございますので、その分についても対象にはしたいというふうに考えております。

最後の、休業されているかどうかの判断というところでございますけれども、先週金曜日に観光商工課の職員で市内をある程度見て回っております。そういった中でほとんどのお店さんは、何時から何時までは休みますよとか、休業いたしますよとか、そういった貼り紙等もしていただいているお店さんがほとんどでございます。基本的にはそういった、休んでいいよというのが分かるような、例えば写真であったりとか、そういったものを提出いただきたいなというふうに考えております。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

今の産業振興部長の説明の中で、県のほうは一般の生鮮食品、要するに生活用品を売る店は休業要請しないという形で対象外やったですね。そういう中で、お茶屋さんも一般生活用品売場ということで対象外のはずなんですよね。そこに関して、自主的に休まれた場合は休業協力金の15万円のほうは受けられると理解していいんですか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

休業協力金につきましては、県の休業要請、もしくは時間短縮を要請されている事業者のみ。

もう一つの、「うれしおがんばろう!!応援給付金」のほうは全事業所を対象としておりますので、そちらのほうは要件に該当すれば、該当することになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい、よかったです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

私は1点だけなんですけど、基本的に給付金とか、助成金とか、補助金というものは何かしら縛りがついてくるもので、今までは、税の滞納者、そういった方には給付をしないということがまずあると思うんですけど、今回の場合はどうなのか、そこをお伺いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

一応、市のほうの補助金に関しましては、市税の滞納等がないことということがありますので、今回もその部分については確認させていただきますけれども、今後、納税の計画等をしていただければ、そこも対象になるということで考えております。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案質疑の途中ですが、ここで換気のために暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時7分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

8ページ、7款、商工費、1項、商工費の商工振興費ですが、次に、新型コロナウイルス関連緊急対策事業についての質疑を行います。質疑ありませんか。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

こっちに3つの事業がありますけれども、その中で、先般、全協で資料を頂きましておおむね理解しました。それぞれありますけれども、この分の問合せ先とか、主管がどこなのかというのを確認したいと思っております。

それと、「うつわdeグルメ」ですけれども、これにつきまして先ほどの説明の中では、嬉野交流センターというところであったわけですけれども、前回の全協であったときには肥前吉田焼窯元会館として説明があったわけです。それが多分変わっておるんだと理解はいたしますが、その確認です。

あと期間ですね。それぞれ、一応口頭で聞いた分もありましたけれども、期間。ただゴールデンウイークの3日間とかありますけれども、いつなのか、それを確認いたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

事業に関する問合せ先につきましては、観光商工課になっております。

それから、肥前吉田焼窯元会館から嬉野交流センターに変わったのはということなんですが、吉田焼窯元会館が外出自粛要請が出まして5月1日から休館にしますという連絡がありましたので、嬉野交流センターのほうに変えました。

それから、期間でございますが、「うれしのタク配」につきましては5月1日から31日まで。「うれしいわくわくパック」につきましては、5月2日、4日、6日の3日間のみ。

「うつわdeグルメ」につきましては、5月1日から24日までが交流センターでの購入期間で、クーポンの有効期限としましては5月1日から31日までしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、先ほどの説明の確認ですけれども、問合せ先については、いずれも市の観光商

工課と、同じ分が入ってくるということで理解してよろしいですね。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

新型コロナウイルス関連緊急支援事業の1つずつ質問をいたします。

「うれしいわくわくパック」、この販売時間帯の定めがあるのか。

それと「うれしのタク配」、例えば品物を注文して持ってきていただく、その後の器の処理はどうするのか。

それと3点目、「うつわdeグルメ」、この購入額と同程度のクーポン券、これはどういうふうな基準で配付をされるのか。

それと全体的なものといたしましては、市民への周知、これはどういう形でされるのか、この4点をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

まず、時間ですね。「うれしいわくわくパック」のほうの時間ですけれども、販売時間は午前11時からを予定しております。

それから、「うれしのタク配」のものですけれども、これは普通の出前ではなくて、テイクアウト商品等を考えておりますので、多分、器ではなくパックでの形になると考えております。

それから、「うつわdeグルメ」でございますが、クーポンにつきましては1,000円から2,000円未満を3,000円のクーポン、2,000円から3,000円未満を4,000円のクーポン、3,000円以上を5,000円のクーポンと考えております。

市民への周知につきましては、先ほど山下議員からの質問がありました寄附金のほうと同じような形と、また行政無線等でしたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

「うつわdeグルメ」、先ほどクーポンの金額、購入額との関わりが出ましたけれども、このクーポン券は、例えば「うれしのタク配」、これの品物代として、商品代としてお支払いも可能なのですか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えします。

「うれしのタク配」のほうの品物代として利用することも可能と考えております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

市長にお伺いいたします。

今回のこの事業、連休期間はステイホーム、自粛要請が出ておりますので、あまり外出しないでくださいという話が全国的に出ております中で、こういう連休、3日間ですけど、そういう事業をされるというのは、私は逆の効果もあるんじゃないかなと。また先でこういう事業を立ち上げられてもいいんじゃないかな。この時期にやる必要があるのかなという疑問もあるんですけど、その辺のところはどのように考えておられるでしょうか。国の要請が出ている中で。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員の御発言の趣旨としては、この3つの事業が外出自粛の要請と整合性が取れないのではないかという見解だということでおろしいでしょうか。（「自粛要請が出てるじゃないですか、外出を控えてくださいという。そういう中で、こういう市役所で販売するような、外に出て買物に行くわけでしょう、皆さん買いに来てくださいと、市内の方に」と呼ぶ者あり）はい。（「そういうのは矛盾するんじゃないかなという。経済対策は分かりますよ。この時期にしなくとも、先でしていいんじゃないかなという、この時期にどうしてするのかというのを」と呼ぶ者あり）外出自粛要請につきましては、日用品の買い出し等はその対象ではないということは御存じでいらっしゃると思いますけれども、我々もその延長線上というふうに考えております。ただ、ドライブスルー方式ということで人との接触を最小限に抑えた形での事業ということありますので、その外出自粛要請との整合性というのは十分に取れているというふうに思いますし、今、提案理由の説明の中でもありました、市民の皆さんが、今スーパーは混雑して、スーパーに買物に行く、いわゆる日用品の買い出しというのも非常にリスクを感じるという方もいらっしゃいます。今回のドライブスルー事業を利用していくだければ、そういう不安も和らぐというふうに思いますし、宅配事業、タクシー配

達の事業と組み合わせていただければ、買物に行きたくても行けない独居の高齢者の方とか、そういったところにもこうした支援が行くというふうに思っておりますので、この事業そのものがステイホーム、そういった自宅暮らしを充実させるためのものとしてつくっておりまして、その点を十分に御理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

今回の新型コロナウイルス対策、市長をはじめ、職員の皆様方非常に御苦労いただきていることにまず敬意を申したいと思います。

その中で、いわゆる病気自体の終息に向けて、あるいは拡散防止に向けて対策も重要だというふうに思っておりますけど、もう一つ重要なのはこの経済対策だというふうに私は認識しております。病気で死ななくても、経済状況が圧迫されて非常に厳しい状況になるんじゃないかなということを言われております。そういった意味で、今回こういった対策を取られておりますけれども、各自治体によってはいろんな状況が違ってくると思います。それこそ状況によっては第2の矢、第3の矢、そこら辺も十分考えていただきたいというふうに思っておりますけれども、そこら辺について1点だけお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員、御指摘のとおり、それは長期化をすればするほどそういったこともあるのではないかなというふうに思っております。どんどん人の制限そのものが、人の移動そのものも制限をされる、そういった中で打つ手というのがどんどん狭まっているのも現実でありますけれども、我々としても第2の矢、第3の矢を、もう既に次の展開も考えながらやってまいりたいというふうに思っております。

戦力の逐次投入ということが、何か、旧日本軍のガダルカナル島の戦いのような例えで言われるわけでありますけれども、戦略なき戦力の逐次投入というのはいかんというふうには思っておりますけれども、そういったところも、第2波、第3波、そういったところも考えながら。また、国と県の支援制度、そういったものが5月末ぐらいには、かなりのところで手元に届く可能性もありますので、そういった支援と組み合わせながら、しっかり地元の企業を守ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

それぞれ何点かお尋ねしたいと思います。

まず、「うれしいわくわくパック」ですけれども、先ほど時間帯の質問に対しての答弁として11時からということありました。その中で、全協での説明では嬉野地区、塩田地区で50パックずつとお伺いしております。そして、15セットは高齢者のために—タクシーを予約して来られるとお聞きしています。それはドライブスルーで職員の方が手渡しされると思うんですけれども、11時からということだったですけれども、多分その手前から来られる方もいらっしゃるんじゃないかなと。そういう対策とかは考えていらっしゃるんでしょうか。

それと、毎日50パック終わったら打切りなわけですよね。そういう場合に、買えなくて、じゃ、もうちょっとという方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。そのときは次日にということでしょうけど、そういった整理券みたいなのではない—何か、行ってそのまま帰るというのが、買えなかつたという方のことも考えていらっしゃるのかなということが1点あったんです。そしたら早い者勝ちとかになってくるので、時間前に早く来て、ずっと待っておられる方もいらっしゃるんじゃないかなと思いました。それが1点。

それと、「うれしのタク配」ではテイクアウトということですけれども、このタクシー券、これはお車のない方に対してのということで理解していいんですか。それで、上限2,000円までの補助なんですけれども、それは1人で何回も使ってよろしいんでしょうかということのお尋ねです。まずはそれをお願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

まず、「うれしいわくわくパック」のほうなんですけれども、大変人気があって混雑した場合はということなんですけれども、こちらのほうとしてもその辺考えておりまして、整理券をということでしたが、整理券を作つて早目に50パック出ましたよというのを表示をしたいと考えております。そこまで人気があつたら非常にいいなというふうにも考えております。

それから、「うれしのタク配」のほうなんですけれども、こちらが、観光で嬉野のほうは事業展開をしている関係上、タクシー業界のほうもかなり状況になっているお声を聞きますので、タクシーのほうの経済支援も考えないといけないのでないかということでこの宅配事業を考えております。

それで、2,000円以上の注文のときに御利用くださいということですので、これは何回使われても制限はかけていない事業でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

分かりました。

じゃ、確認しますと、「うれしいわくわくパック」のほうは整理券を出されて、じゃ、それは11時からということを考えられている、整理券はですね。という確認と、それと、先ほど宮崎一徳議員からもありましたけど、この「うれしいわくわくパック」はすぐ、来週ですよね。それに対して周知がどんなかなというのをちょっと、市民の方に行き渡るんでしょうかと、そこを懸念しているんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

販売開始が11時からというのは、品物の搬入等を考えますと、そこがぎりぎりかなと考えております。事前の準備も必要ですので、11時からとしております。

整理券のほうにつきましては、今後、一番最善の方法を考えたいとは考えておりますが、今ここで具体的にというのは今から検討をさせていただきたいと思います。

周知のほうがうまくいけば、そういうふうに多くの方に来ていただけるのではないか、利用していただけるのではないかということと、あまり煩雑になり過ぎても密になってしまいうことで、50セット限定ということで今回取扱いをさせていただいております。

それから、周知の方法ですけれども、周知の方法は先ほども申しましたように、ホームページとか全戸配付、また、無線での放送、それから新聞の折り込みチラシを考えております。なるべく全市民の方に周知できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

最後にもう一回確認なんですけれども、「うれしのタク配」でタクシーの2,000円までの補助なんですけれども、それは車のない方じゃなくてもタクシーを利用できるということで理解していいんですね。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

「うれしのタク配」のほうは、車を持っていない方のみとか、そういう制限はかけており

ません。2,000円以上の注文ということで考えておりますので、お昼休みとかにランチのための宅配をお願いしたいというときなどにも利用していただけるようにというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで歳出8ページの商工費についての質疑を終わります。

次に9ページ、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費及び10ページの10款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理必要の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中政司君）

質疑なしと認めます。

これで歳出9ページから10ページの教育費についての質疑を終わります。

これで6ページから10ページの歳出についての質疑を終わります。

これで議案第40号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を終わります。

日程第8. 討論・採決を行います。

初めに、議案第37号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号について採決をします。

議案第37号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

[押しボタン式投票]

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第37号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）は承認されました。

次に、議案第38号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号について裁決します。

議案第38号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

[押しボタン式投票]

投票を閉め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第38号 専決処分（第3号）の承認を求めるについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は承認されました。

次に、議案第39号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号について裁決します。

議案第39号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いいたします。

[押しボタン式投票]

投票を閉め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第39号 嬉野市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定については可決されました。

次に、議案第40号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号について裁決します。

議案第40号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

[押しボタン式投票]

投票を閉め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第40号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）は可決されました。

以上で本臨時会に提出された全ての日程が終了をいたしました。

お諮りします。ただいままでに決定されました各議題について、字句、その他の整理を要

するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第3回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 田中政司

署名議員 山口卓也

署名議員 諸上栄大

署名議員 諸井義人